

## 古賀市の人権啓発事業

今、一緒に考えてみませんか？

### 古賀市同和問題を考える 市民のつどい

7月は、**同和問題啓発強調月間**です。

開催日 7月第2土曜日(予定)  
会場 リーパスプラザこが 大ホール  
主催 古賀市・古賀市教育委員会

著名な講師を招き、講演していただいています。

### いのち輝くまち☆こが ～古賀市民が人権について考え、学びあう一日～

12月4日～12月10日は、**人権尊重週間**です。

開催日 人権尊重週間中の日曜日  
会場 リーパスプラザこが 大ホール他  
主催 古賀市人権尊重推進委員会

午前の部 講演会やステージ発表  
午後の部 分科会・特別講座

### みんなの人権セミナー

会場 リーパスプラザこが 大ホール他  
主催 古賀市社会「同和」教育推進協議会

年4回、講演会だけでなく、フィールドワークも開催しています。

### 校区人権啓発研修会

会場 各小学校区の公民館など  
主催 古賀市社会「同和」教育推進協議会

各小学校区年2回、講演会や啓発DVDの上映、ワークショップを開催しています。

## 古賀市の相談事業

一人で悩まず、ご相談ください

ファイブ  
そうだん5 ●人権擁護委員・行政相談委員がさまざまなご相談に応じます。  
●守秘義務があり、秘密は堅く守ります。

相談日時 毎月5のつく日(※休日の場合は、翌平日)  
10時～15時(15日は、13時～15時)  
要予約 相談日前日の16時までに入権センターへお電話ください。  
(前日が休日の場合は、前の平日) 相談は、無料です。

詳しくは、  
こちら



ウィズ  
古賀市人権センターWith

古賀市駅東1-1-1 古賀市役所第2庁舎1階 092-942-1128

59,674人の

# しあわせ

インターネット上には、事実と異なる情報があふれています。

事実と異なる情報を基に、偏見を持つ人。  
「私とあなたの違い」を認めず差別する人。

不当な差別、偏見によって傷つく人がいます。  
「私とあなたの違い」は、あってはいけないのでしょうか？

出身地、国籍、性的指向、障がいの有無...  
いろんな違い、「個性」がこの世界にあり、  
その多様性を認めようとする動きは、世界中に広がっています。

それぞれの違いについて、もっと知ろう。もっと理解しよう。

多様性を認め合おう。違うのは、あたりまえなのだから。

差別・偏見をなくすために、みんな共通のあたりまえを持とう。

私たちの幸せのために、

今、考えよう。今、行動しよう。

「古賀市部落差別をはじめあらゆる差別の解消  
と人権擁護に関する条例」を施行しました。

古賀市

人口は、2020年6月末日現在

私たちの暮らしの変化にともない、ルールを変えました

私たちの暮らしの変化

- 近年のインターネット等の急速な普及・拡大
- 新たな人権問題の発現
- 国による個別の人権課題の解消を目的とした人権三法(以下参照)の施行

こんな古賀市をめざします

誰もが自分らしく幸せに生きることができ、一人ひとりが大切にされる差別のない明るい古賀市をめざします。

条例を全部改正しました

「古賀市「同和」問題等の早期解決に関する条例」

▼ 全部改正

「古賀市部落差別をはじめあらゆる差別の解消と人権擁護に関する条例」

ここがポイント!

私たちの幸せのために

- 市が行う研修や講演会等に参加しましょう。
- あらゆる差別や人権侵害につながる行為をしないようにしましょう。
- 事業者は、あらゆる差別をなくすため、職場での研修及び啓発活動をししましょう。

ともに歩みましょう

市は、市民及び事業者が幸せに生活できるように、国、県、市民及び関係団体と協力し、市役所のすべての部署で考え、実行していきます。

相談体制の充実 意見の聴取  
推進体制の充実 調査の実施

人権三法

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (障害者差別解消法)

2016(平成28)年4月1日施行

この法律では、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国や行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障がいを理由

とする差別を解消することを目的としています。

詳しくは、こちら



本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律 (ハイトスピーチ解消法)

2016(平成28)年6月3日施行

街頭デモやインターネット上で、特定の国の出身者たちなどを、その国の出身者なであることを理由に、一方的に社会から追い出そうとしたり、危害を加えようとする内容の差別的な言動、「ハイトスピーチ」を無くすことを目的としています。

詳しくは、こちら



部落差別の解消の推進に関する法律 (部落差別解消推進法)

2016(平成28)年12月16日施行

最近では、差別的な文章をインターネットなどを利用して意図的に広めるなどの部落差別問題が起こっています。この法律は、このことを明確に部落差別のない社会を実現することを目的としています。

詳しくは、こちら



第1条(目的)

この条例は、これまで市が、自由と人権を尊重する精神と文化を守り後世に引き継ぐとともに、お互いを大切にして助け合う温かい社会をつくるために努力を重ねてきたにもかかわらず、社会的身分、門地、人種、国籍、民族、信条、性別、性自認、性的指向、障がいや病気の有無などを理由とした様々な差別や偏見に基づく言動、インターネット上での人権侵害事象などが多くの人々を傷つけ、安全で安心な暮らしを脅かしていることに鑑み、法の下での平等を定める日本国憲法の理念及び部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)をはじめとする差別解消を目的とした法令のつと、部落差別をはじめあらゆる差別(以下「あらゆる差別」という。)の撤廃と人権擁護を図り、人権尊重を基調とする差別のない明るい市の実現に寄与することを目的とする。

第2条(定義)

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者及び市内に通勤又は通学する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。

第3条(市の責務)

市は、第1条の目的を達成するため必要な施策を推進するとともに、行政のすべての分野で市民及び事業者の人権意識の高揚に努めるものとする。

第4条(市民及び事業者の責務)

市民及び事業者は、基本的人権を尊重するとともに、あらゆる差別をなくすための施策に協力し、自らもあらゆる差別、人権侵害に関する行為をしないように努めるものとする。

2 事業者は、あらゆる差別をなくすため、職場での研修及び啓発活動を行うよう努めるものとする。

第5条(市の施策の推進)

市は、基本的人権を擁護し、あらゆる差別をなくすために国、県、市民及び関係団体と協力して、必要な施策の推進に努めるものとする。

第6条(相談体制の充実)

市は、あらゆる差別に関する相談に的確に応じるため、相談体制の充実に努めるものとする。

第7条(教育及び啓発の充実)

市は、市民及び事業者の人権意識の高揚を図るため、関係団体と連携のうえ、人権教育及び人権啓発を積極的に推進するものとする。

第8条(推進体制の充実)

市は、あらゆる差別をなくすための施策を効果的に推進するため、国、県及び関係団体と連携を図り推進体制の充実に努めるものとする。

第9条(意見の聴取)

市は、あらゆる差別をなくすための施策に関する事項、その他この条例の目的を達成するために必要な事項については、古賀市人権施策審議会条例(平成18年条例第1号)第1条に規定する古賀市人権施策審議会の意見を聴くことができる。

第10条(調査等の実施)

市は、あらゆる差別をなくすための施策を策定及び推進していくため、先駆的な情報の収集に努めるとともに、必要に応じ、差別の実態に係る調査及び意識調査等を行うものとする。

第11条(委任)

この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則  
この条例は、公布の日から施行する。